

平成25年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

(条例より前文を抜粋)

青森市子どもの権利条例

平成 24 年 12 月 25 日制定

平成 24 年青森市条例第 73 号

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

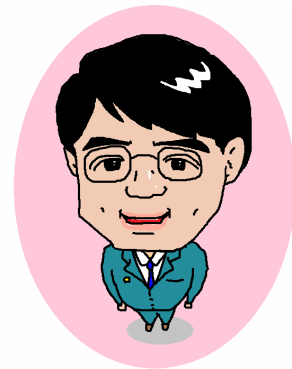
日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第 3 条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成 23 年 3 月子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

はじめに



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

平成24年12月25日、「青森市子どもの権利条例」が施行されました。子どもの権利保障を目的とした条例としては、青森県内で初めて制定されたものです。この条例には、青森市が、大きなゆりかごのように子どもたちを優しく包み込み、育むまちであってほしいとの願いが込められています。

そして、「青森市子どもの権利条例」は、子どもが、かけがえのない存在として愛され、成長し、発達できるように、子どもにとって大切な権利を保障しています。子どもの権利保障を十分なものとするためには、子どもの権利が傷ついたときやそうでなくても子どもが不安を覚えたとき、子どもや周囲の大人が気軽に相談できる第三者機関が必要です。

そのため、「青森市子どもの権利条例」には、子どもにとって大切な権利の侵害の救済とその回復を図ることを目的として、子どもの権利擁護委員の制度が設けられました。この子どもの権利擁護委員による相談、救済活動の拠点が、「青森市子どもの権利相談センター」であり、平成25年5月1日、開設されました。

本書は、平成25年5月1日の開設時から平成26年3月31日までの同センターの活動内容をご報告するものです。

同センターでは、まずは、じっくりとお話をお聴きすることを何よりも大切にしています。その上で、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）の基本理念に照らし、問題解決の手がかりを探りながら、ご相談に応じ、当事者間の調整に当たっています。ただし、具体的な事案において何が具体的に「子どもの最善の利益」にかなうことであるかは、必ずしも簡単に答えが出るものではありません。そのような時には、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が、全員で意見交換をしながら、悩みつつ懸命にその答えにたどり着くための共同作業をしています。

子どもの権利擁護委員が、「子どもの最善の利益」を導きの星とした調査・調整活動を行い、子どもや周囲の大人に働きかけることで、子ども同士の関係や子どもと大人の関係に良い変化が生じ、子どもが笑顔と居場所を取り戻すことができたならば、これ以上の喜びはありません。

自分の権利を尊重された者であって、初めて他者の権利を尊重できますし、自分を大切に思える者であってはじめて他者を大切にできるものです。言うまでもなく、子どもの権利保障は、子どもの言いな

りになるとか、利己主義を助長するものでは決してありませんが、権利の主体として認められることを知った子どもは、他者も同様の権利主体であることに思い至り、他者の権利を尊重しなければならないことや互いの権利行使に折り合いをつけるためのルールが必要であることを理解していきます。

「青森市子どもの権利相談センター」の取組はまだ始まったばかりですが、これからも青森市の未来そのものである子どもたちに寄り添い、子どもたちの権利を保障する活動を地道に粘り強く続けてまいりたいと思います。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 25 年度活動報告書

目 次

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格……………3
- 2 運営体制……………4
- 3 相談・救済の流れ……………5

II 相談活動

- 1 平成 25 年度の相談状況……………9
- 2 相談主訴（相談の内容）……………13
- 3 相談の特徴……………14
- 4 事例紹介……………16

III 調整活動

- 1 調整活動……………21
- 2 平成 25 年度の調整状況……………21

IV 調査活動

- 1 調査活動……………25
- 2 平成 25 年度の調査状況……………25

V 運営会議

- 1 運営会議……………29

VI 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動……………33
- 2 子どもの相談機関意見交換会……………41
- 3 制度・活動に関する研修、視察……………41

VII 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 子どものためにと言う前に……………子どもの権利擁護委員 沼田 徹……………45
- 価値観の問い直しを……………子どもの権利擁護委員 小林 央美……………47
- “対人ストレス”で傷つく子どもたち！……………子どもの権利擁護委員 関谷 道夫……………49

VIII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例……………53
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿……………57

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

「青森市子どもの権利相談センター」は、「青森市子どもの権利条例」第4章に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に設置されました。子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけでなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置することとしました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員の自らの判断で、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善を勧告したり要請したりすることを働きかけることができます。

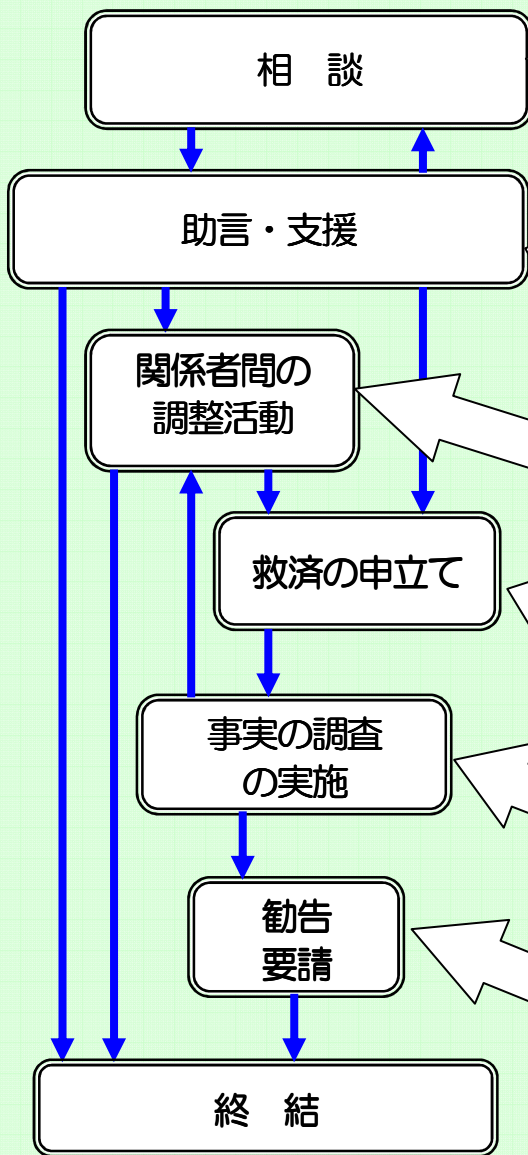


平成25年5月1日 青森市子どもの権利相談センター 開所式

2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名 ・ 事務局 3 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人一人が権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整では、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内の 18 歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば誰でも相談できます。（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは、対象に加えることとしています。）
相談時間帯	原則、月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 （土・日、祝日、年末年始を除きます）
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small> ・ ファックス 017-763-5678 ・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階 青森市子どもの権利相談センター ・ 相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談 （土・日、祝日を含みます）

3 相談・救済の流れ



通常は調査相談専門員が受け付ける。
 子どもの権利侵害に関する相談が対象。
 相談方法は、窓口相談、電話、FAX、メール、手紙、相談員の訪問など利用しやすい方法による。
 相談者の気持ちに寄り添いながら、詳しい状況や相談者が望んでいることを丁寧に聞き、メール、FAXなど一方向通信の場合は、何度かやり取りする。

助言 相談内容に応じ、助言や利用可能な制度の情報提供や他の専門相談機関を紹介する。
支援 相談を通して、相談者自身の意思による問題の打開や解決方法・選択肢を探る方向へ導いていく。
 ☆必要に応じて調査相談専門員が子どもの権利擁護委員へ報告し、判断を仰ぐ。

子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して活動を行う。
 子どもと関係者の間に入って、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に助言や当事者間の相互理解を深める「調整活動」を行う。

救済の申立ての対応は、子どもの権利擁護委員が協議し決定する。
 助言や支援、調整活動を経ても終結に至らず、相談者が希望すれば、救済の申立てを行うことができる。

事実の調査にかかる様々な判断は子どもの権利擁護委員が行い、その活動に際し、調査相談専門員が補佐する。
 事実の調査にあたっては、原則、当事者である子どもやその保護者の同意を要する。
 なお、判決・裁決等に関する事案や子どもの権利擁護委員の行為については調査対象外としている。

子どもの権利擁護委員が必要があると認めるときに行う。
 市の機関^{注1}に対しては、是正措置や制度改善の勧告を行い、市の機関以外のもの^{注2}に対しては、是正措置や制度改善の要請を行う。ただし、法的な強制力はない。
 勧告・要請を行った相手方に対し、是正措置等の報告を求めることができる。
 報告を求められた市の機関は、60日以内に報告しなければならない。(市の機関以外のものは努力義務)

子どもの権利擁護委員が必要があると認めるときは、関係者の見守りを継続的に行う。

運営会議の開催(原則週1回)
 子どもの権利擁護委員が開催するが、必要に応じて委員以外の人を出席させることができる。
 (通常は子どもの権利擁護委員、調査相談専門員、事務局が出席)
 子どもの権利侵害について、その救済と権利の回復に向けた方策に関することなどを協議する。

注 1「市の機関」とは、市長、市教育委員会等(市立小中学校を含む)の執行機関をさす。
 注 2「市の機関以外のもの」とは、国、県、民間機関、私立学校、個人などをさす。

- 《運営体制》
- 子どもの権利擁護委員 3名
 - 調査相談専門員 3名
 - 事務局 3名

☆ このフロー図はケース対応の一例です。



青森市総合福祉センター



青森市総合福祉センターの正面玄関



青森市子どもの権利相談センターの入口



青森市子どもの権利相談センターの中



青森市子どもの権利相談センターの相談室

Ⅱ 相談活動

- 1 平成 25 年度の相談状況
- 2 相談主訴(相談の内容)
- 3 相談の特徴
- 4 事例紹介

Ⅱ 相談活動

1 平成 25 年度の相談状況(H25.5.1～H26.3.31)

平成 25 年度に受け付けた相談件数は、ケース件数は 107(※1)件、延べ件数は 288(※2)件でした。

この件数の中には、相談者に他機関を紹介したケースや必要な情報を提供して終了したケースなども含まれています。

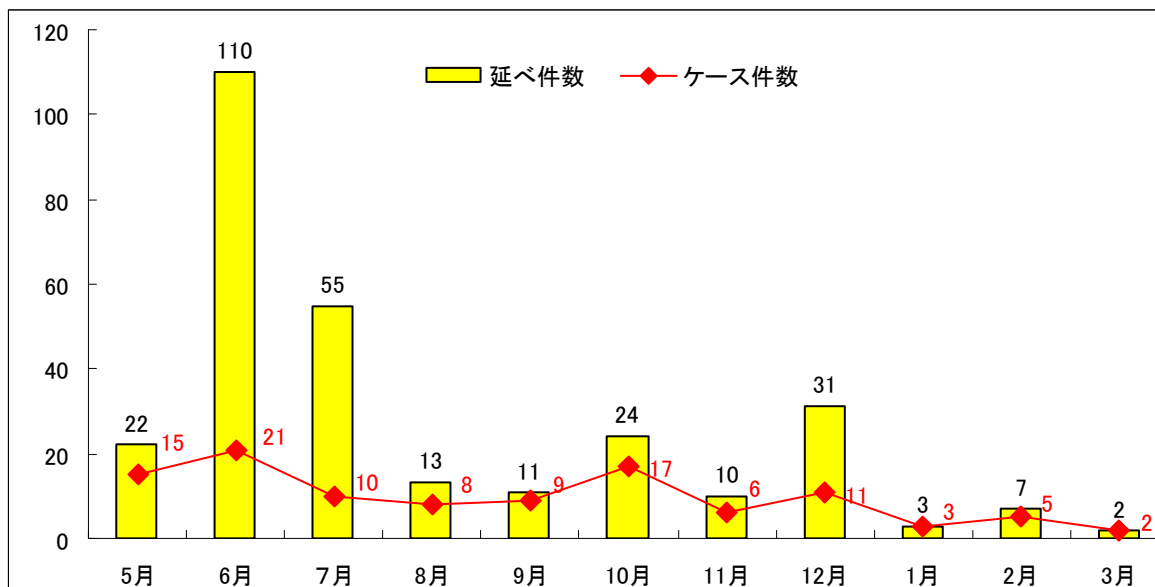
(1) 月別相談受付状況 (図 1)

相談が最も多く寄せられたのは、6月でした。

5月1日に青森市子どもの権利相談センターが開設され、新聞やテレビ等で報道されました。

また、6月には市内小・中・高校の全児童生徒に青森市子どもの権利センターの開設リーフレットと携帯用カードを配布するとともに、各学校にはポスター掲示を依頼しました(※3)。

子どもの相談件数が増加したのは、子どもがSOSを出せる環境を作ることに加え、多様な方法で周知を図ったことによる効果と考えます。



☆ ケース件数については、初回相談の月に記載しています。

※1 ケース件数

1人についての初回から終結までの相談を1案件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

※3 広報・啓発活動

広報・啓発活動について、詳しくはP.33～P.34を参照ください。

(2) 相談者の内訳 (図 2)

相談者(※4)は、子どもが182件(62.3%)、大人が110件(37.7%)となっています。
相談してきた子どものうち、相談で最も多いのは中学生106件(36.3%)、次いで高校生18件(6.2%)となっています。

なお、その他(大人)には、祖父母、伯母などが含まれています。

相談者が複数の場合があるため、相談者の合計件数は延べ件数よりも多くなっています。

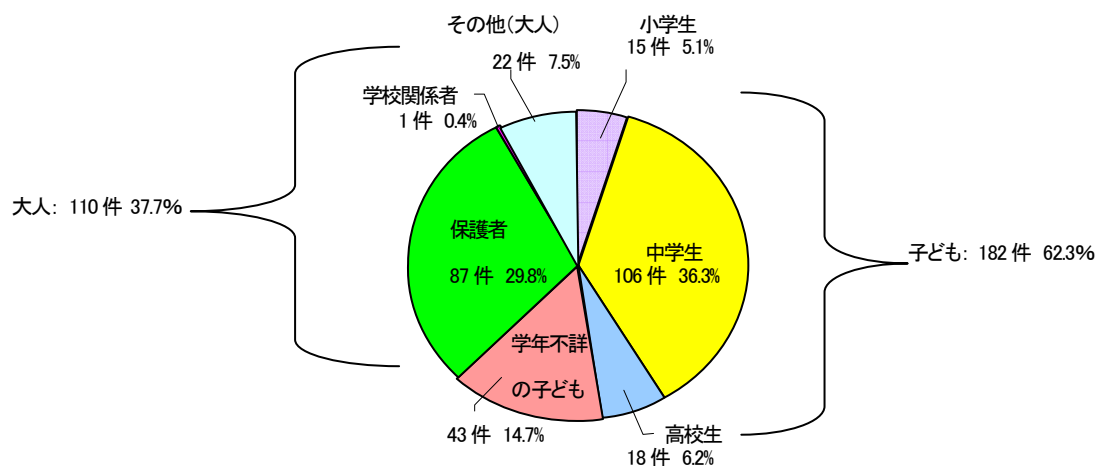


図 2 相談者の内訳(件数:292)

(3) 相談対象者 (図 3)

相談対象者(※5)の内訳をみると、中学生に関する相談が半数近くを占め(134件、46.2%)、次いで小学生(43件、14.8%)、高校生(25件、8.6%)の順となっています。

なお、その他(大人)には、19歳以上の未成年、祖父母、近隣住民、関係機関などが含まれています。

相談対象者が複数の場合があるため、相談対象者の合計件数は延べ件数よりも多くなっています。

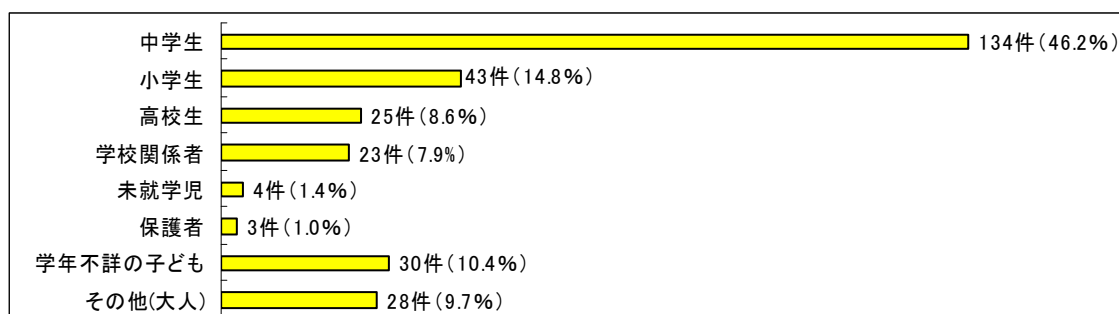


図 3 相談対象者の状況(件数:290)

※4 相談者

相談をしてきた人のことをいいます。

※5 相談対象者

誰についての相談かということです。

例えば、母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親になり、「相談対象者」は小学生となります。

(4) 相談の方法 (図4、5、表1)

初回の相談では、電話相談が最も多く68件(63.6%)でした(図4)。

延べ件数における相談受付の方法は、メール相談が161件(55.9%)と最も多く、次いで電話相談が90件(31.3%)となっています(図5)。

なお、相談方法は、電話から窓口相談へ、またはメールから電話や窓口相談へ移行することがありました。

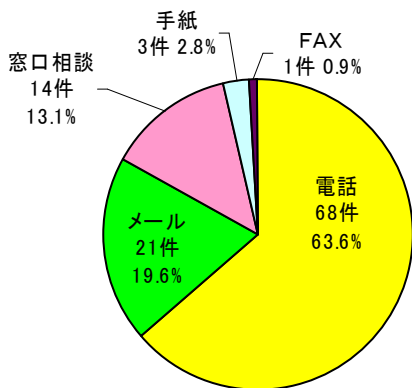


図4 初回の相談受付の方法(件数:107)

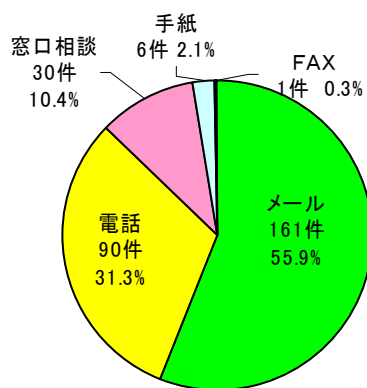


図5 延べ件数の相談受付の方法(件数:288)

相談者と相談方法の関連は、表1のとおりです。

子どもからの相談のうち、最も多かったのはメール相談(151人、83.0%)で、大人からの相談のうち、最も多かったのは、電話相談(78人、70.9%)となっています。

1案件につき、相談者が複数の場合があるため、延べ件数よりも相談者数は多くなっています。

表1 平成25年度 相談者と相談方法の関連

区分	子ども本人				大人					合計 人(%)
	小学生	中学生	高校生	学年不詳	父親	母親	祖父母	学校関係者	その他	
メール	5	94	13	39	2	8	0	0	0	161人(55.2%)
	151人(83.0%)				10人(9.1%)					
電話	4	2	3	3	13	46	8	1	10	90人(30.8%)
	12人(6.6%)				78人(70.9%)					
窓口相談	5	7	2	0	3	10	5	0	2	34人(11.6%)
	14人(7.7%)				20人(18.2%)					
手紙	1	3	0	1	0	0	0	0	1	6人(2.1%)
	5人(2.7%)				1人(0.9%)					
FAX	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1人(0.3%)
	0.0%				1人(0.9%)					
合計	15	106	18	43	18	65	13	1	13	292人(100%)
	8.2%	58.3%	9.9%	23.6%	16.4%	59.1%	11.8%	0.9%	11.8%	
	182人(100%)				110人(100%)					

(5) 相談受付の時間帯と所要時間 (図 6、7)

相談受付の時間帯は、大人は10時から16時までが72件(67.3%)、子どもは16時から18時までが115件(65.7%)です(図6)。大人は子どもが帰宅するまでの時間に、子どもは放課後や下校後に相談を寄せている傾向がわかります。

相談の所要時間について、電話と窓口相談に分けて比較してみると、電話相談では、30分未満が最も多く(大人62.5%、子ども90.0%)なっています(図7)。窓口相談では、1時間以上2時間未満が最も多く(大人52.6%、子ども54.5%)なっています(図7)。

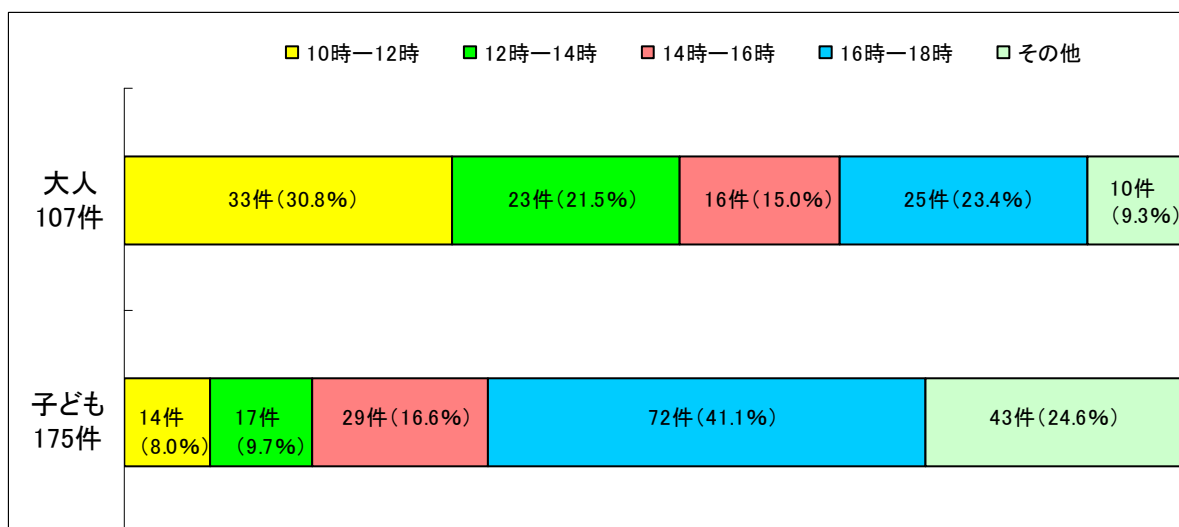


図6 相談受付時間帯の状況(件数:282)

☆ 手紙相談を除く

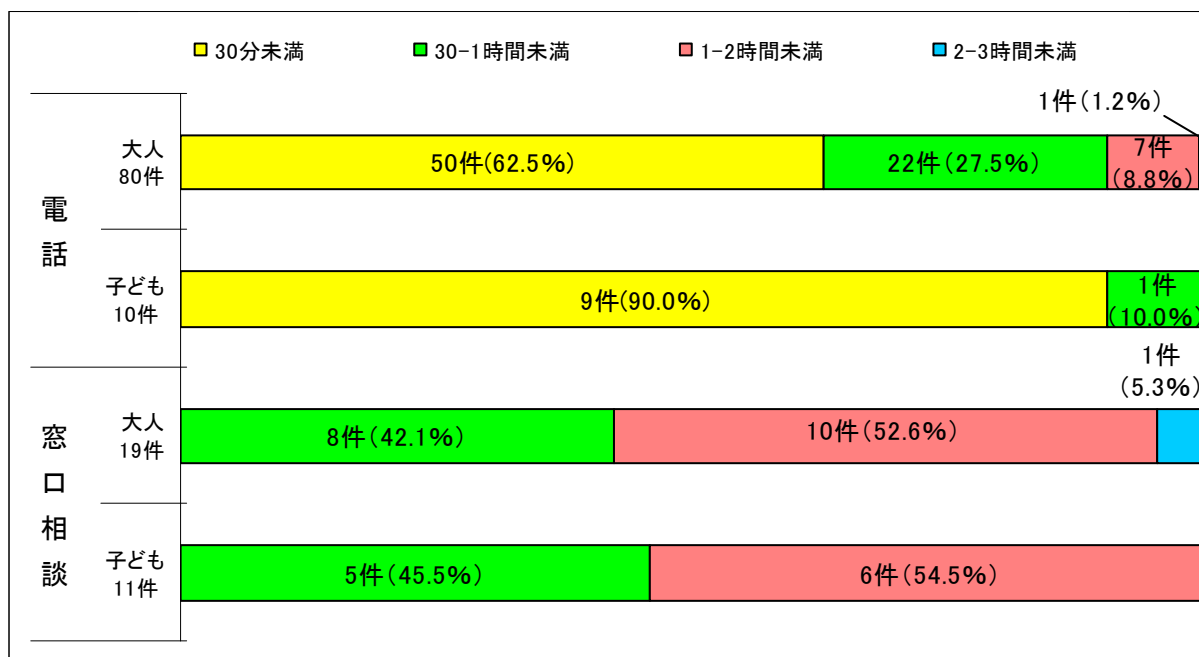


図7 相談の所要時間(件数:120)

☆ 窓口相談、電話相談についてのみ

2 相談主訴(相談の内容)

子ども、大人別の相談主訴(※6)は、下記のようになっています(表2)。

なお、その他には、他の機関紹介、情報提供等が含まれています。

(1) 子どもからの相談(表2)

子どもからの相談で一番多い主訴は「交友関係」115件(63.2%)で、次に「心身の悩み」が23件(12.6%)となっています。

(2) 大人からの相談(表2)

大人からの相談で一番多い主訴は「子育て」26件(24.5%)で、次に「学校等の対応」15件(14.2%)、「教職員等の指導」13件(12.3%)、「家族関係」13件(12.3%)となっています。

表2 相談ケースにおける主訴の比率

主訴となった事項	子ども		大人	
	延べ件数	%	延べ件数	%
交友関係	115	63.2	4	3.8
子育て	0	0.0	26	24.5
教職員等の指導	13	7.1	13	12.3
心身の悩み	23	12.6	0	0.0
家族関係	5	2.7	13	12.3
学校等の対応	0	0.0	15	14.2
いじめ	7	3.8	8	7.5
不登校	1	0.6	3	2.8
進路問題	1	0.6	0	0.0
金銭問題	1	0.6	0	0.0
行政機関	0	0.0	1	0.9
その他	16	8.8	23	21.7
合計	182	100.0	106	100.0

※6 相談主訴

相談者の主たる訴えをさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主たる訴えの内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主たる訴えを一つに絞りました。

3 相談の特徴

(1) 就学前の子ども

- ① 子どもの発達・発育についての相談といった、子どもに関する直接的な相談よりも、保護者間のトラブル、家族間のトラブル等に関する相談が目立ちました。このことから、子どもを取り巻く環境の中で、保護者やその他の大人（祖母、伯母など）がその人間関係に悩んでいることが伺えました。また、「相談する相手がいなかった」「誰にも言えなかった」と訴える相談者の気持ちを傾聴することで、相談者自身が解決策を考えるきっかけとなったケースもありました。

(2) 小学生の子ども

- ① 低学年の子どもの保護者からは、登校しぶりについての相談が多くありました。具体的には、登校時の子どもへの対応に困り、「このまま見守るべきか、無理にでも登校させるべきか、この状況をどう理解したらよいか…。」という相談がありました。子どもとのやり取りに保護者自身が疲弊している様子が見られました。
- ② 高学年の子ども本人からは、電話・メール・手紙による交友関係の相談が多くありました。手紙・メール相談では、何度もやり取りをし、相談者自身の気づきを大切にしました。その結果、子どものエンパワーメントにつながり、解決に至るケースもありました。
- ③ 高学年の子どもの場合、保護者から、学校等の対応の問題や教職員等の指導上の問題に関する相談が多く寄せられました。主たる相談が、このような内容であっても、相談者の話を聞いていくと、いじめや不登校の問題が発端であることが特徴的でした。

(3) 中学生の子ども

- ① 子ども本人からは、メールで交友関係について相談するケースが多くありました。学年と性別からみると、中学2年生の女子からの相談が圧倒的に多いことが特徴的でした。
- ② 相談や質問の答えを早急に欲しがっているような内容のメール相談もありましたが、答えは相談者が持っていると考え、数十回にわたるやり取りをする中で、相談者自身が答えを見つけ行動してみるという結論に至った子どももいました。
- ③ 「今、いいですか?」「相談いいですか?」など、まるで今現在、対面しているかのような言葉だけが送られてくるメール相談が少なくありませんでした。これは、子どもたちがメールという文字情報のみでの繋がりとお面の繋がりとの錯覚している状態の表れではないかと考えます。また、このようなケースにおいても、相談者が伝えたいこと、言いたいことは何なのかということと、じっくり向き合う対応をしています。
- ④ 中学生の子どもの保護者からは、子育てについての相談が多くありました。「いろいろな方法を試したけど、問題解決にならなかった。どうすればいいですか?」という相談や、「子どもの問題を相談員から子どもに直接聞いてもらえないか?」と、保護者が子どもを連れて来窓するケースもありました。

(4) 高校生の子ども

- ① 高校生に関する相談は、全ケース数から見ると少数ですが、子ども本人が相談を寄せるケースが他の学齢に比べて多くありました。また、中学生に多かった交友関係についての相談は少なく、心身の悩みについての相談が多いという特徴がありました。

(5) 相談者が訴えている内容の中で問題となっている関係（表3）

問題の解決にあたって、相談者が訴えている内容からその人間関係をみると、主たる関係※7は「子ども同士」が最も多く 37 件（34.6%）、次いで「子どもと保護者・家族」17 件（15.9%）、「子どもと学校・教職員等」12 件（11.2%）となっています（表3）。

また、副次的関係※8では「子どもと学校・教職員等」が 7 件（25.0%）、「子ども同士」、「子どもをめぐる家族」がそれぞれ 5 件（17.9%）、「保護者と学校・教職員等」が 4 件（14.2%）となっています（表3）。

表3 問題となっている関係(ケース件数:107)

関係性	主たる関係		副次的関係		合計	
	件	%	件	%	件	%
子ども同士	37	34.6	5	17.9	42	31.1
子どもと学校・教職員等	12	11.2	7	25.0	19	14.1
子どもと保護者・家族	17	15.9	1	3.6	18	13.3
子どもと行政機関	2	1.9	0	0.0	2	1.5
子どもとその他の大人	2	1.9	1	3.6	3	2.2
保護者と学校・教職員等	3	2.8	4	14.2	7	5.2
保護者と行政機関	2	1.9	1	3.6	3	2.2
保護者同士	2	1.9	2	7.1	4	3.0
子どもをめぐる家族	8	7.5	5	17.9	13	9.6
子どもをめぐるその他大人同士	1	0.9	2	7.1	3	2.2
その他(本人自身を含む)	21	19.5	0	0	21	15.6
合計	107	100.0	28	100.0	135	100.0

※7 主たる関係

相談者が訴えている内容の中で一番に問題となっている関係をさします。

※8 副次的関係

相談者が訴えている内容の中で主たる関係の次に問題となっている関係をさします。

4 事例紹介

<ul style="list-style-type: none"> ・相談者 ・対象の子ども ・相談項目 ・主な相談方法 	<p>相談の概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者 ・ 就学前 ・ 虐待の疑い ・ 面談 	<p style="text-align: center;">【虐待の疑いのケースを専門機関につないだ事例】</p> <p>「最近離婚した。未就学児 2 人を抱え、育児と家事に追われて体調も悪くなり通院加療中である。子どもを一時的に預かってくれるところがないか。」という相談でした。</p> <p>お母さんの気持ちを傾聴し、頑張って子育てしていることをねぎらいつつ、現在の状況を確認した結果、支援が必要な状況にあると判断し、子どもの権利相談センターから市役所の子どもしあわせ課（要保護児童対策地域協議会）に連絡することを相談者に伝え理解が得られました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 小学生 （低学年） ・ いじめ ・ 電話 	<p style="text-align: center;">【いじめの解決に向けて子ども自身がエンパワーメントした事例】</p> <p>「隣の席の子が、いじわるをしてくる。座れないように椅子を横にしたり、この人きらい！と言ったりするので悲しい気持ちになる。どうしたらいいですか。」という相談でした。</p> <p>相談者の訴えを傾聴し、「解決するためにはどうしたらよいか。」を一緒に考えました。その子からいろいろされるたびに、お父さん、お母さん、先生に相談しており、これまでやってみた方法を話してくれました。やり取りする中で、相談者自身の気づきがあり「今日、席替えをしたので、いたずらは減ると思う。話したのでさっぱりしました。」という発言があり、終了となりました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と保護者 ・ 小学生 （高学年） ・ 教職員等の指導 ・ 面談 	<p style="text-align: center;">【子どもが意見を表明し参加する権利を行使した事例】</p> <p>「対人関係をうまく築けず欠席が多い。本人は運動が得意で料理が上手という特技があるが、今の状況では伸ばしてやれない。この子にあった教育の場に通わせたい。」という相談でした。</p> <p>保護者と子どもを個別に面談しました。子どもは担任が自分の特性を認めて、もう少し配慮してくれればこのままでいいという考えでした。保護者は将来も視野に入れて特別支援学校への転校を考えていました。二人の気持ちを傾聴しそれぞれの気持ちを摺り合わせた結果、子どもの思いを一番に考えて、保護者が担任と話し合ってみることにになりました。後日、学校側と担任が細やかに配慮してくれるようになり欠席が減ったという報告を受けました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・相談者 ・対象の子ども ・相談項目 ・主な相談方法 	<p>相談の概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 中学生 ・ 交友関係 ・ メール 	<p style="text-align: center;">【子どもがエンパワーメントした事例】</p> <p>「学校が楽しくない。どうしたら学校が楽しくなるんだろう。」という相談メールが届きました。メールのやりとりの中で、Aさんがどのような気持ちで学校生活を送っているのか聴いていき、様々な思いを受け止めました。そして、どのようになれば楽しいと感じることが出来るか等を具体的に一緒に考えていった結果、後日友達との関係性が良好になったことを報告してくれました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者 ・ 中学生 ・ 交友関係 ・ 電話 	<p style="text-align: center;">【保護者がエンパワーメントした事例】</p> <p>「子どもが友達とうまくやれないようだ。転校してくる前もそうだったので、子ども自身に何か原因があるのではないか。」という相談でした。</p> <p>子どもさんの良いところを中心に話していき、転入後の保護者自身の不安な気持ちを受け止めながら聴いていくと、相談者は「話して気持ちが楽になった。」と話され、電話を終えました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 中学生 ・ 不登校 ・ 面談 	<p style="text-align: center;">【子どもが“自分らしく生きる権利”を自覚した事例】</p> <p>「友人が学校に来ない選択（不登校）をしている。一緒に卒業したいので自分にどんなことができるか知りたい。」という相談でした。</p> <p>友人のために何か役に立ちたいと行動を起こしたことを評価し、支持的・受容的に傾聴しました。相談の入り口は“友人の問題”でしたが、面談を進めていく中で、相談者本人の無意識の中に『自身の進路問題』が潜んでいることも見えてきました。その結果、面談の最後に「自分の問題の主人公は自分ですよ。親や担任に自分の気持ちを伝えてみます。」と言えるようになりました。また、「友人の考えを尊重したい。友人の気持ちに寄り添う人になりたい。」と、相手の意思を尊重して動こうとする姿が見られました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 ・ 高校生 ・ 不登校 ・ 電話 	<p style="text-align: center;">【子どもがエンパワーメントした事例】</p> <p>「今の勉強が何の役に立つのか分からない。学校にも行きたくない。家にも帰りたくない。」という相談でした。</p> <p>Bさんの気持ちを傾聴しながら、生活の中で、少しでも楽しいと思えることや安心できることなどを話してもらいました。そのようなことが数回繰り返されましたが、数ヵ月後に、Bさんから電話があり「最近学校に行っている。」と教えてくれました。</p>

☆ 事例の内容は、個人が特定されないよう、一部変更しています。

Ⅲ 調整活動

- 1 調整活動
- 2 平成 25 年度の調整状況

Ⅲ 調整活動

1 調整活動

(1) 調整活動とは

問題の解決を図ることにおいて、相談対応だけで限界があるケースでは、子どもの権利擁護委員が当事者の間に第三者として入り、さまざまな調整活動を行います。

子どもの権利擁護委員の判断で、子どもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」、「救済の申立てがなくても救済と権利の回復のために必要があると認めるときに」、必要な調整を行うこととしています（条例第18条第1項第1号、第2号、第3号）。

具体的には、子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもをめぐる人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しし、双方に働きかけて関係をサポートすることや環境調整を行います。

また、学校や教育委員会、市の子ども施策や福祉施策を所管する関係部署と連携し、子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合うこともあります。

(2) 子どもの安心の回復のために

子どもは安心の中で成長していくものです。しかし、子どもに関する問題の背景には、子どもと周りの大人との間や周りの大人同士の間で、意思疎通がうまくいかず、関係不全に陥っていることがあります。そのようなとき、子どもに関わる大人が、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが、子どもを支援するために重要です。

このように、子どもを取り巻く人間関係がよりよく改善されていくことが、子どもの安心の回復に繋がっていくものと考えています。

2 平成25年度の調整状況

平成25年度の調整活動は、3案件について延べ35回実施しました（表4）。

表4 相談項目別の調整先と回数

相談項目	調整先				計
	小学校	中学校	市教育委員会	子ども保護者等	
学校等の対応（2案件）	0	1	2	10	13
教職員等の指導（1案件）	2	0	0	20	22
合計	2	1	2	30	35

IV 調査活動

- 1 調査活動
- 2 平成 25 年度の調査状況

IV 調査活動

1 調査活動

子どもの権利擁護委員は、子どもまたはその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」）（条例第18条第1項第2号）。

また、子どもまたはその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行います（「自己発意案件」）（条例第18号第1項第3号）。

事実の調査は、条例に定められた方法（条例第18条第2項）により行います。あくまでも「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※9）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※10）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

2 平成25年度の調査状況

平成25年度は、救済の申立て（条例第18条第1項第2号）を1案件受け付けました（表5-1）。子どもの権利擁護委員は、この案件について協議し、事実の調査を実施しました。事実の調査の結果、継続した事実の調査や関係者間の調整が必要と判断し、次年度も問題解決に向けて活動を行います。

また、子どもの権利擁護委員の自らの判断による事実の調査（条例第18条第1項第3号）を、2案件実施しました（表5-2）。

※9 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をさします。

※10 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをさします。

表 5-1 申立案件の対処結果等一覧（H25.5.1～H26.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴]・対応状況	調査回数
1	平成 25 年度申立第 1 号	平成 25 年 9 月	[教職員等の指導] 平成 25 年 9 月 調査実施 平成 25 年 9 月 調査・調整活動継続	2

表 5-2 自己発意案件の対処結果等一覧（H25.5.1～H26.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴]・対応状況	調査回数
1	平成 25 年度発意第 1 号	平成 25 年 7 月	[学校等の対応] 平成 25 年 7 月 調査実施 平成 25 年 7 月 調査結果通知(当該保護者)	2
2	平成 25 年度発意第 2 号	平成 25 年 7 月	[学校等の対応] 平成 25 年 7 月 調査実施 平成 25 年 7 月 調査終了	1

V 運営会議

1 運営会議

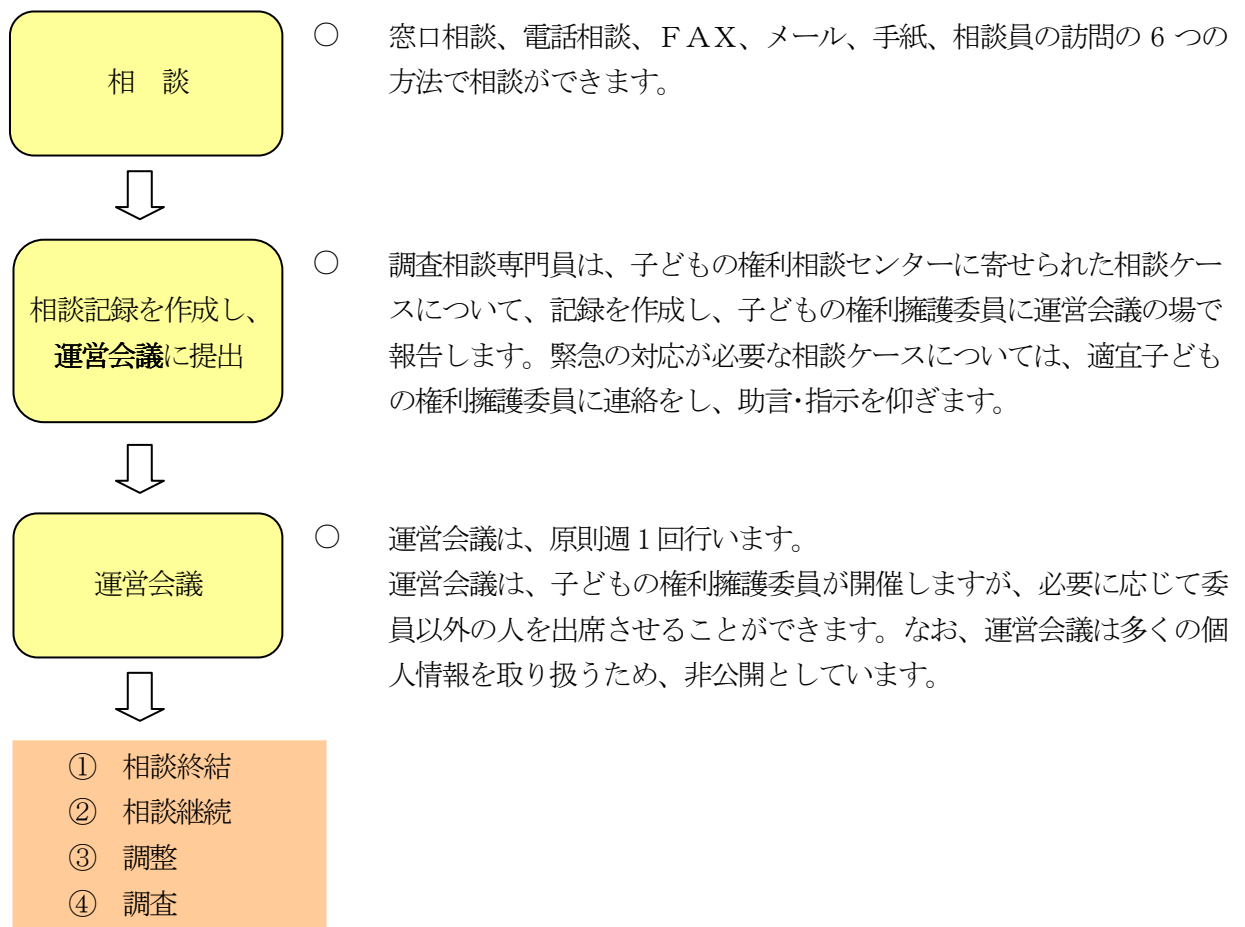
V 運営会議

1 運営会議

子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザー（監督者）として、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



(2) 運営会議の開催状況

平成25年度は、46回開催しました（表6）。

表6 平成25年度「運営会議」の開催状況

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5	4	5	3	4	4	5	4	4	4	4	46

VI 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動
- 2 子どもの相談機関意見交換会
- 3 制度・活動に関する研修、視察

VI 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、次のような意味があります。第一に、子ども自身がSOSを発することができる場として、青森市子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。第二に、身近にいる大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例は、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています(条例第10条)。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、様々な媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、様々な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

(1) 子どもたちへの広報・啓発活動

① リーフレットや携帯用カード、チラシ等の配布

平成25年度に配布したリーフレットや携帯用カード、チラシ等の状況は、表7のとおりです。

表7 リーフレットや携帯用カード、チラシ等の配布状況

配布月	配布物	配布対象者
4月	A 「子どもの権利相談センター」開設リーフレット (小学5年生～中学生は、ふりがなを取ったものを配布)	市内小・中学校の児童生徒
6月	B 「子どもの権利相談センター」子ども用携帯カード	市内小・中・高・特別支援学校の児童生徒
	C 「子どもの権利相談センター」リーフレット	市内小・中・高・特別支援学校の児童生徒
	D 「子どもの権利」リーフレット	小学校新1年生のみ(他学年の児童生徒には、平成25年2月に配布済み)
	E 「子どもの権利相談センター」ポスター (Cの拡大版)	保育所・幼稚園・児童館・公共施設各学校等

② 平成 25 年度青森市子どもの権利の日イベントを実施

青森市子どもの権利条例において、毎年 11 月 20 日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこと（条例第 10 条第 2 項）としているため、青森市子どもの権利の日イベント『みんなで知ろう！子どもの権利 ～いつ知るといい？今でしょ！！～』が開催されました。

子どもの権利擁護委員は、イベント企画の一つである「子どもの権利に関する劇と意見交換」にコンダクターとして加わり、参加した子どもたちと来場者の思いを繋ぐ役割を担いました。

具体的には、子ども委員（※11）が家庭や学校で普段思っていることを劇で表現し、その後、子どもの権利擁護委員が来場者から子どもの権利に関する意見や、劇についての感想等を聞きながら、子どもの権利について一緒に考えました。

また、イベント会場内において、調査相談専門員が青森市子どもの権利相談センターのブースを設置し、相談方法や相談対応の流れについてのパネルを展示し、PR活動を行いました。

このイベントは子どもと大人と一緒に、子どもの権利について考えることをコンセプトに、子ども委員が中心となって企画しました。

また、子どもたちの意見表明の場として、市政への提案を直接市長、市議会議長、市教育長に伝えました。



子どもの権利に関する劇と意見交換の様子



子どもの権利擁護委員がコンダクターをしている様子

※11 子ども委員

青森市では、まちづくりなどに子どもが意見を表明し参加することができるように「青森市子ども会議」を設置しています。この会議に参加し、活動する子どものことをいいます。



『みんなで知ろう！子どもの権利 ～いつ知るの？今でしょ！！～』の集合写真



小林子どもの権利擁護委員が青森市子ども委員に向けた講演を行っている様子

(2) 大人たちへの広報・啓発活動


① 一般の大人へ向けた活動

一般の大人へ向けては、5月にテレビやラジオ広報、市ホームページや広報あおもりを活用したPRを行い、6月にはFMラジオによる広報活動を実施しました。

また11月には、本庁舎1階市民サロンにおいて青森市子どもの権利条例に関するパネル展示を行い、庁内放送で来庁者及び職員に対して呼びかけました。そして、市民の方々が自由に閲覧や持ち帰りができるよう、市内の公共施設内に青森市子どもの権利条例のリーフレットを配置しました。

その他には定期的に、市ホームページと広報あおもりに相談センターのスタッフコラムを掲載することや、毎月、広報あおもりに相談センターの相談方法を掲載するなどの活動を行いました。

子どもの権利相談センター スタッフコラム No.2



子どもの権利相談センターでは、子どもの権利擁護委員3人と調査相談専門員3人が協力しながら様々な相談に対応しています。本紙では、委員や専門員の「生」の声による「スタッフコラム」で、活動等をお届けし、より気軽に相談できるセンターを目指します。

「ちょっと相談があるのですが…」の1行のメールから相談が始まる。

団塊世代にとって、相談とは直接会ってface-to-faceで相談するもの。声だけの電話相談も難しいが、短いセンテンスをやりとりするメール相談となれば未経験の世界である。

子ども同士の人間関係もどんどん変化している。特に仲間や友達との付き合いに緊張感・緊迫感が漂っている。「嫌われている」「仲間外れになっている」「自分だけ孤立している」「気持ち分からない」「あの言葉で傷ついた」…など。どうしてそんな些細なことでも？と思ったりもするが、本人にとっては、重大なことである。大きな差別や加害には無頓着・無関心であるが、身近なちょっとした差異に非常に過敏であるという今日的な現象が見られる。

戦後の貧しい時代に、青っぱなを袖で拭いて、お腹がいっぱいになれば幸せて、取っ組み合いの喧嘩をしていた世代が繊細で微妙な人間関係を心から理解することは簡単ではない。それでも、だんだん息苦しくなっている変化を、子どもの相談から感じている。

当センターの3人の調査相談専門員はそこら辺がとても長けた頼もしいお姉さんの存在である。一行のメール相談に、間をおかず「メール（をくれて）ありがとう」「もっとお話を聞きたいな！」などとやさしいメールを返信している。「この人ならわかってもらえる」「私をきちんと受けとめてくれる」と感じてもらえるだろう。

虐待、DV、いじめ、体罰、差別、階層化、疎外、孤立、競争…など、成熟の時代だからこそ生まれてくる「息苦しさ」「苛立ち」「孤独感」がある。自分の世界だけで、もがき苦しんでいる子どもに言いたいこと！

自分一人の力だけで解決できない場合は、どうぞ「大人」に助けを求めてほしい。助けを乞うこと自体勇気がいることだが、生き抜くためには「助けを求めろ」「助っ人を見つける」ことはかなり有効な解決方法である。

青森市は、こうした状況の中で「子どもの権利条例」を定め、子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復に積極的に取り組む決意をした。活動拠点として「子どもの権利相談センター」を設置し、手厚い体制を構築した。

この熱い思いにこたえて、青森市が子どもの権利擁護の先駆的な地域になれるように、少しでも貢献できればと思っている。

【子どもの権利擁護委員 関谷道夫】

——相談しやすい方法でご相談ください——

- 窓口相談：総合福祉センター2階
- 電話：0120-370-642（フリーダイヤル）
- ファックス：017-763-5678
- メール：✉ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- 手紙：〒030-0822 中央三丁目16-1 総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター宛て
- 相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談

【受付時間】 原則、月～金曜日 10：00～18：00

「広報あおもり」にスタッフコラムを掲載



青森市役所本庁舎内の掲示物

② 市職員等の啓発

青森市子どもの権利条例の趣旨の理解と周知を図るために、4月に、大人向け周知リーフレット「青森市子どもの権利条例～子どもにやさしいまちをめざして～」及び「青森市子どもの権利条例条文解説」をフォーラムのみんなの広場を活用して、市職員全員に配布しました。

5月には保育所長会議、地区社会福祉協議会事務担当者会議、6月には民生委員児童委員協議会理事会、10月には市養護教諭会秋季研修会など各団体等の会議において青森市子どもの権利条例の周知リーフレットを配布しました。

また、教職員に対する理解と啓発を図り、教育関係機関と連携して推進していくため、子どもの権利擁護委員は、6月に市教育委員と懇談会を実施し、7月には小・中学校長会、県教育委員会、東青地区高等学校長会会長を訪問し、説明しました。

(3) 出前講座

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共に青森市子どもの権利条例と子どもの権利について学び、理解するための機会を提供することを目的に、青森市子どもの権利条例に関する出前講座を実施しました。

- ◇ 9月 青森市内の中学校の中学校社会科研修講座 単元名「人権と日本国憲法」
沼田子どもの権利擁護委員 ゲストティーチャーとしてVTRで講話

- ◇11月 第8回青森市PTA研究大会
関谷子どもの権利擁護委員 「ちょっと考えよう！子どもの権利擁護」

- ◇ 1月 平成25年度青森市主任児童委員研修会
関谷子どもの権利擁護委員 「子どもの権利擁護について～児童虐待に関連して～」

- ◇ 1月 青森市内の小学校の小学校教育研究会社会科部会実践授業
沼田子どもの権利擁護委員「わたしたちのくらしと日本国憲法」

- ◇ 2月 石江地区民生委員・児童委員協議会
沼田子どもの権利擁護委員「子どもの権利条例について」

- ◇ 3月 放課後児童会指導員研修会及び事務連絡会
小林子どもの権利擁護委員「放課後児童会をよりよい楽しい時間にするために子どもの権利について考えてみましょう～北風と太陽～」

小学生から沼田子どもの権利擁護委員へ届いたメッセージを一部紹介します

- ・ 「青森市子どもの権利条例のことを詳しく知らなかったけど、「青森市子どもの権利条例」はみんなに愛されながら元気に育ってほしいという願いから作られたということにたどり着きました。
- ・ 「権利は空気のように汚れると苦しいし、なくなって、その大切さが分かる」ということが特に心に残りました。
- ・ 条例の内容が全て私たちのことを考えてくれていて、私たちが暮らしやすいように考えてくれていて、うれしいなあと思いました。
- ・ 条例をもっといろいろな人に知ってもらいたいなあと思いました。
- ・ 子どもの権利を私は持っていて、それを大切にすることが大事だとばかり思っていたけど、他人の権利も自分の権利と同じように大事にしないといけないんだなと知りました。子どもの権利をみんながちゃんと守ったら、いじめの問題もなくなっていいなあと思います。
- ・ 子どもの権利条例…最初はまったく意味が分からなかったけど、勉強していくにつれてだんだんわかってきました。子ども一人一人が主人公で自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができることと、自分だけじゃなく他の人のことも同じように大切にしていかなければならないことも知りました。
- ・ 今日、子どもの僕にも権利があることを勉強しました。年上だったり、お父さんやお母さんにあるものと思っていたので、びっくりでした。先生やコーチなどにもどんどん「やりたいこと」や「これはやめた方がいいんじゃないか」とかしゃべっていきこうかなと思いました。あと、子ども一人一人が主人公なので、自分の意見だけを言うんじゃないくて、他の人の意見も聞くようになりたいです。
- ・ 「自分のことを大切にしてください。」という言葉が心に残りました。

☆ 子どもたちからの感想は、原文のまま掲載しています。



2 子どもの相談機関意見交換会

青森市子どもの権利相談センターは、青森市子どもの権利条例の普及啓発及び青森市内の関係団体の情報収集や課題の共有化を図ることを目的に、「子どもの相談機関意見交換会」を開催しました。

参加者は、子どもたちの悩みに対応する相談窓口を開設している各団体の担当者と、青森市子どもの権利相談センターの職員です。

平成 25 年度は、8 月と 1 月に開催し、各団体の現状と課題や子どもたちからの相談内容について情報交換を行いました。

今後も関係団体との意見交換や情報共有と相談に関する連携対応を継続的に取り組み、相談者が相談しやすい環境作りに努めていきたいと考えています。

3 制度・活動に関する研修、視察

(1) 参加した研修会とテーマ

- ・ 青森市主催「市要保護児童対策地域協議会代表者会議」
調査相談専門員 3名 参加
- ・ 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2013 in 松本
調査相談専門員 1名 参加



全国自治体シンポジウム特別講演の様子



全国自治体シンポジウム開会式セレモニー

(2) 視察

青森市子どもの権利相談センターへ、他自治体から議員 12 名（2 件）の行政視察がありました。主な調査内容は、条例制定の経緯、センターの概要、子どもの権利擁護委員の人選方法、子どもの権利の日の活動内容などに関するものです。

Ⅶ 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

子どものためにと言う前に

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

価値観の問い直しを

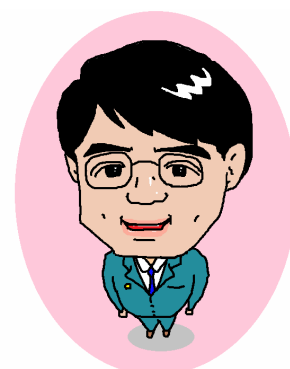
子どもの権利擁護委員 小林 央美

“対人ストレス”で傷つく子どもたち！

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

Ⅶ 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

子どものためにと言う前に



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

青森市子どもの権利条例は、子どもに「意見を表明し参加する権利」を保障しています。「意見を表明し参加する権利」は、子どもが家庭や地域などで自分の意見を表明できることや子どもにとって重要な決定が行われる場合に意見を主張できることなどを内容とします。また、子どもが表明した意見は、大人から適切に配慮されることも併せて保障しています。

この「意見を表明し参加する権利」は、子どもが自分自身の生活や進路等に関係する様々な事柄について、決定に至る道筋に参加し、自分の意思を反映させるという意義があります。

意見表明を受けた親を含む大人は、子どもの意思を尊重しなければなりません。しかし、そのことは、大人が無条件に子どもの言いなりになるということではありません。それでは、大人の責任放棄になってしまいます。大人は、子どもの意見をきちんと受け止めた上で、子どものために本当に良いことは何かという観点から、子どもの意見の明らかに間違っているところや不十分な点を指摘して当然です。ただし、子どもに大人の意見の結論を一方向的に押しつけるのではなく、なぜ大人がそう考えるのか、その理由を示して、子どもに納得のいく説明をする必要があります。

このように、大人と子どもの間できちんとした言葉のやりとり、コミュニケーションがあってはじめて、子どもは自分にかかわる事柄の決定について納得でき、あるいは、仮にその決定の結果が希望どおりにはならなかったとしても、自分で責任を持つという気持ちになります。

「意見を表明し参加する権利」の保障は、子どもが、自ら選択した結果について責任感をもち、失敗から学び成長をしていくために必要なものです。

年齢が高くても、自分の思いをきちんと言葉に乗せ、形にして、大人に伝えることができない子どもも少なくありません。また、何らかの理由で思いを自分の胸にしまい込んで、話さない子どもも珍しくありません。このように、理路整然と自分の考えや思いを形にすることができない子どもの「意見を表明し参加する権利」を真に保障するためには、言葉の文字面だけではなく、子どもの行動や表情からも、本当は何を伝えたいと思っているのか、深い井戸の底から井戸水を汲み上げるように、汲み取る努力をしなければなりませんし、色々な手立てや方策を考える必要があります。

大人が子どものためによかれと思って言ったり、与えたりしたものが、かえって子どもを追い詰めたり、苦しめたりすることがあります。子どものためと言う前に、まずは、子どもの「意見を表明し参加する権利」を尊重し、子どもの話をじっくりと聴いてみたらいかがでしょうか。

価値観の問い直しを



子どもの権利擁護委員 小林 央美

平成25年5月1日からスタートした子どもの権利擁護委員としての様々な活動の中から、いくつかのエピソードを振り返ってみます。

まずは7月実施の「子ども委員との学習会」です。学ぶということの始まりは「気づき」です。そこで、子ども委員の皆さんに「自己の権利が侵害されているなあと感じたエピソード」を上げてもらいました。エピソードの対象は大きく3つで、子どもの身近な友人や仲間、親、先生でした。学習会では「言う自由や言わない自由」を保障した上で、子ども自身が感じたことを生の声で語ってもらいました。語りの中で再び怒りや悲しさがこみ上げてくるような臨場感が感じられ、私自身がそのエピソードの場に居合わせたような思いに駆られました。実はどのエピソードも、その場では相手に対して何も話すことができなかったのです。ですから、仲間の中で吐露できた後の爽やかな笑顔は印象的でした。また、想像以上に親や先生の期待に応えようと健気に頑張っている子どもの思いに触れ、心洗われるようでした。

それゆえ、大人が「子どもへの期待や成長を願って行う言葉がけや対応」の難しさを感じました。大人の願いが子どもには真っ直ぐ伝わらず、結果として、人権意識のない言動となってしまう懸念があることや、大人でも思い及ばないことがあるという謙虚さが求められると思いました。まずは、子どもの心をもっともっと聴きながら関わるのが大切で、その上で、子ども（あなた）を思っているからこそ、成長を願い、期待し、声をかけている」ということをしっかり伝えること。そして、最後に「あなた自身はどう思うの？」と子ども自身の言葉で確認し合うことが必要なのだと思いました。そのためには「大人はきちんと話を聴くよ」というメッセージが子どもに届くことが大前提となります。人は「相手に尊重してもらっている」と感じた時に初めて言葉にできるものです。「話した内容に対して、善悪の判断を下される、叱られる、信じてもらえない・・・」と思ったら話せません。話を十分に聴いてその思いを汲んでから論しても遅くはないと思います。まさしく、子どもの権利を尊重した関わりが必要と言えるでしょう。もし、そんな中で我が儘な発言があったとしても子ども自身が「我が儘だ」と自覚できるような働きかけも求められると思いました。

相談業務では、実に多様なアプローチが求められ子どもの健やかな成長を願いながら面談をしたり、関係調整を試みたりしました。いかなる個別性の高い相談であっても「子どもの（成長のための）最善

の利益を優先する」ということが主軸となります。しかしともすると大人は、いつの間にか自己の見解や立場が優先しがちになってしまう「落とし穴」があるということを感じました。

これらの活動から、「人としての尊厳」を守りながら、人生の先達として子どもを導いていく大人になるには、自己の価値観の柔軟さが問われることなのだと痛感しました。学び続ける姿勢が求められます。

“対人ストレス”で傷つく子どもたち！



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

「ものごとはだんだん良くなっていくもの！」というのが、右肩上がりの高度成長時代を生きてきた団塊世代のプチ人生観です。でも最近の世の中はそうでもないようです。人と人との関係は大らかさを失って、むしろ窮屈になっている気がします。子どもの権利擁護委員になって、そのことを実感することが多くあります。

子どもは、一定の年齢になれば、それまでの親密な「親子関係」とは別に、仲間との濃密な交友関係や集団を形成していきます。自らのポジションを確保しながらも、その相互交流のなかで、大きな影響を受け、また与えながら成長していきます。子どもは、子ども集団の中で切磋琢磨し、自らの情緒を安定させ、自尊感情や自己肯定感を高めていきます。

しかし、近年、仲間集団の中では過剰な適応や過大な気配りが要求され、本来楽しいはずの仲間関係で疲労困憊し、消耗している子どもたちが増えています。「教室」や「仲間」が、楽しいところ・心地よいところという「楽園」「理想郷」の時代は遠くなっているように感じます。「空気を読んで摩擦・衝突を回避しながらポジションを探りあう」という教室における子どもたちの過剰な人間関係は「常在戦場」の有様という人もいます。教室は「野戦場」「地雷原」「スクールカースト」とも例えられ、一見平和で穏やかな日常が続いているようで、いつ「地雷」が爆発するか分からない危険性に包まれています。

シビアなコミュニケーション環境は、場合によっては、長期の不登校・引きこもり、いじめ・暴力事件を引き起こし、さらに自殺などの深刻な事態に追い込むことがあります。近年のいじめは、ことの大さはあったとしても、いずれも「日常化」「流動化」「透明化」（いじめそのものが見えにくく、見つけにくくなっていること）の傾向が進行し、特定の子どもの被害者となるのではなく、誰でもが加害者にも被害者にもなる可能性があります。親にとっては、自分の子どもが何時いじめの対象となるか分からないという不安が消えず、学校の対応に対する絶対的な信頼感も薄らいでいるのかもしれない。

国立教育政策研究所の「いじめ追跡調査」では、「小学校4年生から中学校3年生までの6年間の間

に、いじめ（仲間はずれ、無視、陰口等）と無関係でいられる児童生徒（被害・加害）は1割しかいない。」ということから、ほとんどの児童生徒がいじめの被害者になりうること、また加害者にもなりうるということが調査データによって確認されています。

臨床心理学の授業において、学生たちにこれまで体験した辛い出来事を列挙させると、小中高のいじめ体験が上位に登場します。単に過去の出来事としてではなく、現在も継続的に体験し続ける「苛酷な生々しい記憶」として登場します。大人になってきちんと整理・統合できているか？というところでもありません。今も“やさしいいじめ”に翻弄されています。子ども世界のシビアな関係性・トラウマは決して過去のものとなっていないのです。

これに輪をかけているのが、IT（情報技術）化の進行です。グローバル化とIT化が進んだ現代は人や物の過剰な接続が際限なく進展しています。「ネットいじめ」はもちろんのこと、無数の人々がスマートフォンで接続され、関係の維持に神経をすり減らしています。SNSの普及は、五感を総動員させられ、ほとんど息抜きのできない状態を作り出しています。既読がわかってしまう時代、真夜中にかかってくる受信にうっかり返信しないと、それだけで無視されることがあるというのです。一昔前なら、家の外でいくら辛い思いをして帰ってきても、家では温かい団欒の世界が待っていてくれたものです。今では私的な空間やプライベートの時間帯まで、外の論理が無遠慮に容赦なく侵入してきます。昼夜&公私にわたって心身が休まらず、人間関係に振り回される子どもたちの姿が存在します。

子どもの権利相談センターに寄せられる相談でも、断トツに多いのは「交友関係」です。苛酷な状況を乗り越えていく&切り抜けていく「リスクヘッジ（リスクの回避や軽減）」「レジリエンス（ストレスに対する復元力、回復力、弾力）」「エンパワーメント（個人が自分の力で問題を解決していくことができる社会的スキルや能力を獲得すること）」を、子どもがどのように獲得していくかということが重要な課題になっています。一方で、家庭・学校や地域社会が子どもをきちんと守る必要性も、子どもの権利擁護委員として、ますます強く感じています。

VIII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

1 青森市子どもの権利条例

青森市子どもの権利条例

平成24年12月25日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- (2) 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- (3) 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- (1) 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- (2) 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第4条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第1項の保護者、第2項の育ち学ぶ施設の関係者、第3項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第5条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1)命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- (2)愛情をもって育まれること。
- (3)食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- (4)いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- (5)性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- (6)困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第7条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- (1)自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (2)自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- (3)プライバシーや自らの名誉が守られること。
- (4)自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- (5)自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- (6)自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- (7)安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第8条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- (1)遊ぶこと。
- (2)学ぶこと。
- (3)芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- (4)青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- (5)まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第9条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- (1)家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- (2)自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- (3)自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- (4)仲間をつくり、集まり、活動すること。

第3章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第10条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第11条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- (1)子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- (2)子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第12条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第13条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第14条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を置きます。

2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第15条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を定めるものとします。

2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成18年青森市条例第43号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第4章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第16条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を置きます。

(委員の職務)

第18条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

(1) 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。

(2) 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

(3) 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

(4) 第2号、第3号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

(5) 第4号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第1項第2号、第3号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

(1)関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

(2)必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第19条 委員は、3人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第4項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

(1)子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

(2)相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第4項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第20条 第18条第1項第4号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第1項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第21条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 平成 25 年度青森市子どもの権利相談センター職員名簿

H26. 3. 31 現在

(1) 青森市子どもの権利擁護委員

氏 名	職 業 等
沼 田 徹	沼田法律事務所 弁護士
小 林 央美	弘前大学教育学部 准教授
関 谷 道夫	青森県臨床心理士会 会長

(2) 調査相談専門員

氏 名	職 業 等
赤 木 光子	市嘱託職員
佐 藤 実花	市嘱託職員
小 林 直子	市嘱託職員

青森市子どもの権利相談センター

平成 26 年 5 月発行

発行：青森市子どもの権利相談センター

〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16 番 1 号 青森市総合福祉センター2F

TEL 017-763-5678/FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
